

校内教育支援センターにおける支援目標と評価指標に関する一考察

Support Targets and Evaluation Indicators of In-School Educational Support Center

江角 周子

要 約

本研究の目的は、校内教育支援センターとして様々な名称で取り組まれる実践における①支援目標、②支援成果を捉える指標・視点を整理し、「適応指導」という名称の使用の有無による相違点及び共通点を明らかにすることであった。行政資料、実践報告、新聞記事を対象に分析を行った結果、支援目標については、社会的自立が第一の支援目標として掲げられるという共通点と、「適応指導」という名称を使用しない自治体では学級復帰の位置づけが低いという相違点が見られた。支援成果を捉える指標・視点については、「適応指導」という名称の使用の有無にかかわらず「児童生徒と学校とのつながりの維持」の視点が含まれること、不登校児童生徒数の増減という文脈の中で校内教育支援センターの取り組みを捉えるまなざしが内部および社会から向けられていることが明らかになった。最後に支援目標及び成果指標について子どもの教育を受ける権利の保障という点から考察を行ったうえで、今後の課題を示した。

キーワード：校内教育支援センター、適応指導教室、不登校、教育機会、社会的自立

1. 問題と目的

不登校児童生徒数が年々増加する中、不登校児童生徒や不登校傾向の児童生徒（以下、不登校等児童生徒）の支援を行う場として「校内教育支援センター（いわゆる校内適応指導教室）」（以下、校内教育支援センター¹⁾）を学校の中に設置する動きが各地でみられるようになってきている。「不登校に関する調査協力者会議最終報告書」（不登校に関する調査研究協力者会議、2022；以下、協力者会議2022年報告）および文部科学省（2022a）による通知において、校内教育支援センターが不登校になる前の支援策の1つとして効果が期待されていること、各自治体において設置を検討するよう記されていることから、今後さらに広がりを見せる可能性がある。

江角（2022）は、近年広がりを見せるこうした校内に設置される不登校等児童生徒を対象とした支援教室に焦点を当て、校外に設置

される教育支援センター（適応指導教室）や従来の別室登校との違いを検討した。検討を通して、校内適応指導教室は学校内の専用の教室において専属スタッフを中心とした学校による手厚い支援を受ける機会を不登校等児童生徒に保障する取り組みであり、従来の別室登校との違いは、そうした機会保障の実現を学校の努力に任せのではなく、自治体の首長部局や教育委員会が援助する点にあると指摘している。また、校内適応指導教室が果たす可能性がある機能として、地域における不登校支援キャパシティの拡大、児童生徒と学校とのつながりの維持、教員の負担軽減を図りながら援助機能を高めるという3点が抽出された。江角（2022）における検討は、従来の別室登校や校外適応指導教室といった他の実践との比較を通して、校内教育支援センター設置により不登校支援がいかに拡充されるかを明らかにするものであった。

しかし、課題も残される。各地では「校内適応指導教室」、「校内フリースクール」等、様々な名称で実践が取り組まれる現状がある。2003（平成15）年の文部科学省通知において適応指導教室について国として標準的な呼称を用いる場合は「教育支援センター」という名称を適宜併用することとされた背景に、適応指導教室の役割や機能に照らしてより適切な呼び名を望む声があったように、教室の名称の違い、とりわけ「適応指導」という名称を用いるか否かによって、教室における支援の目標や内容に違いがある可能性がある。また、支援目標が異なれば、支援や事業の成果を捉える指標や視点も異なる可能性が高い。しかし、こうした校内教育支援センターとして取り組まれる実践の比較検討はなされていない。今後より多くの自治体で実践が行われる可能性が高いことから、先進的に取り組む自治体における支援の位置づけや評価のあり様について分析を行うことは、今後の不登校支援の発展に資するものと考えられる。

そこで本研究は、各地で様々な名称で取り組まれる校内教育支援センターについて、支援目標および支援成果を捉える指標や視点を整理し、共通点や相違点を明らかにすることを目的とする。

2. 各自治体における校内教育支援センターの支援目標および成果指標・視点の分析

本研究では、行政資料、実践報告、新聞記事を分析対象とする。また分析対象とする自治体は、2022年10月21日時点で行政資料、新聞記事等で設置状況や支援目標等の実践についての具体的な事項が確認できた、千葉県、広島県、福島県、浜松市、福岡市、名古屋市、愛知県岡崎市とする。これらの自治体のうち、千葉県では「不登校児童生徒支援教室」および「校内適応指導教室」、浜松市と福岡市では「校内適応指導教室」、広島県では「不登校スペシャルサポートルーム」、福島県では

「スペシャルサポートルーム」、名古屋市と岡崎市では「校内フリースクール」という名称が自治体資料において用いられている。

以下、先に紹介した順で、取り組みを行う自治体ごとに設置状況を確認したうえで、支援目標と支援の成果を捉える指標や視点を整理し、共通点や相違点について検討を行う。

2-1. 千葉県における実践

(1) 設置状況

千葉県においては、県内125校の小・中学校が不登校児童生徒支援推進校に指定されており、指定された学校の校内に「不登校児童生徒支援教室」が開設され、不登校及び不登校傾向にある児童生徒を対象として、学習支援やソーシャルスキルトレーニングなど、個々の生徒の実態に応じた支援が行われている（千葉県教育委員会、2020a）。

(2) 支援目標

千葉県教育委員会（2020a）では不登校児童生徒への支援の目標について、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立して豊かな人生を送れるように、その社会的自立に向けて支援することであり、学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが大切であると示されている。このように、不登校全体で言えば、社会的自立が支援目標とされており、必ずしも学校復帰や学級復帰を支援目標とするわけではないという前提がうかがえる。

しかし、不登校児童生徒支援教室に焦点を当てるに異なる様子がうかがえる。具体的には、不登校児童生徒支援教室への通室を含む別室登校に関する記述の冒頭部分において「欠席が長期にわたった場合、すぐに教室へ復帰することは難しい場合もあります。徐々に学校生活への適応を図る場所として教室以外の学校の居場所を活用することができます。」（千葉県教育委員会、2020a, p. 98）と

記されている。つまり、別室登校が学校への適応を目指したものと位置づけられていることがうかがえる。また、続く箇所では「別室登校をしている児童生徒の状態は多様です。やっとの思いで登校する児童生徒もいれば、毎日元気に登校し、楽しく過ごしている児童生徒もいます。ただし、本人に学級へ行く気持ちがあり、学級で生活する元気があれば、様々な機会を捉えて、学級復帰へ向けた支援をしていきましょう。」(p. 98)と説明がなされたうえで「STEP1 別室登校に慣れる」、「STEP2 別室登校を維持する」、「STEP3 教室復帰への働き掛け」と学級復帰までの支援の流れが紹介されている。加えて、不登校児童生徒支援教室の取り組みの紹介においても「支援教室の確認事項」として「学級担任は学校に登校できていることで安心せずに、学級復帰を想定した関係をつくっています。」(p. 99)との記述がみられる。つまり、不登校児童生徒支援教室は学校への適応を支援する場であり、支援の中では学級復帰も視野に入れられていることがうかがえる。

以上のことから、千葉県においては、社会的自立を不登校支援の第一の目標としながらも、不登校児童生徒支援教室に限っては学校への適応が支援目標に位置づけられ、学級復帰を見据えた支援を行う場であると位置づけられていると言えよう。

(3) 支援成果を捉える指標・視点

2030（令和 12）年の「千葉県教育の目指す姿」を実現するための計画として「第3期千葉県教育振興基本計画」が策定されており、2024（令和 6）年度までに取り組む 11 の施策が掲げられている（千葉県教育委員会、2020b）。そのうち「施策7 多様なニーズに対応した教育の推進」では「教育を受ける機会は経済的・社会的事情に関わらず等しく与えられるべきであり、生まれ育った環境で将来が左右されることのないよう様々な困難を有する子供が健やかに育成される環境を整

備するとともに、教育の機会均等を図る必要がある」(p. 52)と示されたうえで、4つの主な取り組みとして「不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進」、「学び直しなど再チャレンジの機会の充実」、「経済的・家庭的理由など様々な困難への支援」、「外国人児童生徒等の受け入れ体制の整備」が掲げられている。このうち「不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進」については、具体的な取り組み内容として「学校における不登校児童生徒等に対する支援」と「不登校児童生徒への関係機関等との支援ネットワークの充実」が掲げられている。さらに、施策7の「施策実施指標」の1つに「公立学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合」が掲げられ、2024（令和 6）年度までに減少を目指すことが示されている（2018（平成 30）年度は 37.8%）。ここでは明記されていないが、不登校児童生徒支援教室は学校内に設置される支援の場であるため、「学校における不登校児童生徒等に対する支援」に不登校児童生徒支援教室も含まれるものと考えて差し支えないだろう。

すなわち、千葉県の取り組みでは、より多くの不登校児童生徒に学校あるいは関係機関による支援が提供できているかどうかという点が評価の指標とされていると考えられる。

2-2. 浜松市における実践

(1) 設置状況

浜松市においては、2015（平成 27）年度から校内適応指導教室設置が開始されている。中学校 1 校への設置から開始された校内適応指導教室は、2016（平成 28）年度には中学校 2 校に、2018（平成 30）年度には小学校 1 校を含む 11 校に、2019（令和元）年度には小学校 2 校を含む 15 校に設置が拡大されている（浜松市教育委員会、2019）。

「第3次浜松市教育総合計画 後期計画」（浜松市、2020；以下、後期計画）では、2024

(令和 6) 年度までの 5 年間に推進する教育に関する 7 つの政策が策定されている。そのうち「政策 4 一人一人の可能性を引き出し伸ばします」においては「個性を伸長する機会の充実」，「教育相談支援体制の充実」，「不登校児童生徒への支援充実」，「障がいのある子供への支援充実」，「外国人児童生徒等への支援充実」の 5 つの施策を推進することが掲げられている。このうち「不登校児童生徒への支援の充実」の具体的な取り組み内容として、校内適応指導教室の設置及び支援員の配置(現状値 15 か所を 30 か所に拡充)，校外適応指導教室の設置(現状値 8 教室を 10 か所に拡充)，個別対応専任指導員の配置・派遣(現状値 3 人工を 7 人工に拡充)が定められている。その後、2022(令和 4) 年度に 30 校への校内適応指導教室設置が実現されている(浜松市教育委員会, 2022)。

(2) 支援目標

後期計画において、校内適応指導教室は「学校に登校することはできるものの、教室に入ることが困難な児童生徒が、教室への復帰を目指す場所として、学校内に設置された学びの場。校内適応指導教室では、校内適応指導教室支援員が適応指導や学習支援を行う。」(p. 36)と説明されている。同様に、浜松市教育委員会(2019)においても、校内適応指導教室の「趣旨」として「不登校児童生徒の教室復帰を支援するための別室登校用の教室として、校内適応指導教室を設置する。個別活動と集団活動を取り入れた、教室復帰を目指してのベースキャンプ的機能を果たす。」と示されている。また「校内適応指導教室拡充で期待される効果」として、「①児童生徒の教室復帰が促進される。②自宅にひきこもる児童生徒を学校生活の場に呼び戻すことができる。③校内の受入れが促進されることで、校外適応指導教室の受け入れに余裕ができる。」という 3 点が挙げられている。すなわち、2020(令和 2) 年までの時点では、

最終的な支援目標として学級復帰が掲げられていることがうかがえる。

しかし、2022(令和 4) 年になると社会的自立も支援目標に据えられるようになる。具体的には、2022(令和 4) 年度当初予算の概要において主要事業の 1 つとして校内適応指導教室の増設が掲げられ、「不登校児童生徒の居場所として校内適応指導教室を設置し、教室復帰と社会的自立に向けた支援を行う」と説明されている(浜松市, 2022)。

(3) 支援成果を捉える指標・視点

浜松市教育委員会(2018, 2019, 2020, 2021, 2022)における不登校の状況に関する報告では、不登校への今後の対応のあり方の 1 つとして、校外適応指導教室や校内適応指導教室等への通級を促し、一日も出席できない児童生徒数を減らしていくことが示されている。また、浜松市教育委員会(2020)においては、「傾向」として「不登校児童生徒は増加しているが、校内外適応指導教室や医療機関などに通いながら好ましい変化が見られるようになった児童生徒は増加している。」と示され、さらに、指導により登校できるようになった児童生徒数が 2018(平成 30) 年度は 151 人であったところ 2019(令和元) 年度は 358 人であったこと、好ましい変化が見られるようになった児童生徒数が 2018(平成 30) 年度は 195 人であったところ 2019(令和元) 年度は 225 人であったことが書き添えられている。加えて、浜松市教育委員会(2022)においては不登校への今後の対応のあり方として、校内の支援としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを活用し、医療福祉機関等の専門機関や校内・校外適応指導教室等とも積極的に連携を図り、支援の手が届かない不登校児童生徒をつくらないように対応していくことが示されている。

すなわち、最低 1 回の登校や学校による支援の提供といった学校とのつながりを成果として捉えていることがうかがえる。加えて、

「好ましい変化」を成果として捉える視点も設けられているが、具体的にどのような変化であるかは行政資料からは明らかではない。

他方 2022（令和 4）年度当初予算では、校内適応指導教室の増設の背景として「校内適応指導教室が設置されている学校では不登校児童生徒の数が減少する等の一定の効果が得られている。」ことが示されている（浜松市、2022）。つまり、不登校児童生徒数の増減から校内適応指導教室の成果を捉える視点も存在することがうかがえる。静岡新聞（2020）においても、校内適応指導教室の拡充が広がるが不登校の増加に歯止めをかけられないとの記述がみられる。すなわち、不登校児童生徒数の増減という文脈の中で校内適応指導教室の取り組みを捉えるまなざしは、社会の側からも向けられていることが指摘できる。

2-3. 福岡市における実践

（1）設置状況

不登校に関する方策を検討する組織として 2008（平成 20）年に設置された福岡市不登校ひきこもり対策支援会議が 2009（平成 21）年に発表した報告書において、不登校児童生徒に対するきめ細かな対策が必要であるとの調査結果が示され、解決のための具体的方策として「校内適応指導教室（ステップルーム）（仮称）の設置」、「不登校対応教員（不登校児童生徒支援コーディネーター）の配置」、「スクールカウンセラーの充実」、「スクールソーシャルワーカーの増員」、「自然体験・社会体験の充実」、「学生ボランティアの活用」が掲げられた。その後、校内適応指導教室設置が開始され、2017（平成 29）年度には離島の中学校を除く全中学校に設置された（福岡市登校支援対策会議、2020）。

（2）支援目標

福岡市不登校ひきこもり対策支援会議（2009）による報告書では、校内適応指導教室の設置に関して「不登校、及び不登校傾向

にある児童生徒に対して、より身近な場として校内に適応指導教室（仮称）校内ステップルームを設置し、生徒の生活面・学習面等の支援を行い、学級復帰に向けた取組を行う。」（p. 29）と具体的に説明されている。すなわち、設置開始時点においては学級復帰が支援目標であったことがうかがえる。

ただし、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下、確保法）施行後にまとめられた福岡市登校支援対策会議（2020）の報告書からは、校内適応指導教室の支援目標の方向転換がうかがえる。支援目標が明記されているわけではないものの、次項で詳述するように、成果に関する記述に「社会的自立に向けた」という文言が用いられている。すなわち、福岡市における校内適応指導教室設置を通じた支援の目標は当初「学級復帰」であったが、確保法施行後には「社会的自立」をも射程に含めるようになったと言えよう。

（3）支援成果を捉える指標・視点

福岡市教育委員会（2011）では、校内適応指導教室担当となる不登校対応教員を配置した学校（中学校 24 校）における不登校生徒数が 94 名減少しており、市内全体における中学校の減少数（112 名減）の約 84% を占めることが報告されている。また、福岡市教育委員会（2015）においても不登校対応教員配置校では年々復帰率が上昇しており、配置校以外の復帰率よりも高い傾向にあると報告されている。さらに、第 2 次福岡市教育振興基本計画（福岡市教育委員会、2020）では、不登校対応教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携による支援充実、校外適応指導教室との連携といった総合的な不登校支援の取り組みの評価指標として「『不登校児童生徒』のうち『指導の結果登校する、またはできるようになった児童生徒』の割合」が設定され、2024（令和 6）年の目標値が 65% と掲げられている（2017（平

成 29) 年は 49.2%）。このように、不登校生徒数や学校復帰率を成果として捉える視点があることがうかがえる。

他方で、福岡市登校支援対策会議（2020）による報告書においては、校内適応指導教室設置の成果について「学校に登校できなかつたり、教室に入りづらくなったりする生徒の『居場所』として、また、少人数で楽しく会話したり、勉強を教え合ったりする活動を通して、将来の社会的自立に向けたコミュニケーションの場として活用されている。」(p. 5)と記されている。すなわち、確保法施行前後で一貫して不登校児童生徒数や学校復帰率といった指標で成果を捉える見方が存在するものの、確保法施行後においては、校内適応指導教室が生徒の「居場所」として機能すること、社会的自立に向けた支援がなされることを成果として捉える見方が加えられたと言えよう。なお、先の記述からは、生徒が他者とコミュニケーションをとることが社会的自立につながると捉えられていることがうかがえる。

2-4. 広島県における実践

(1) 設置状況

広島県では、不登校スペシャルサポートルーム（以下、不登校 SSR）推進校として全 33 校（15 市町；7 小学校、25 中学校、1 義務教育学校。県立学校 2 校を含む。）が指定され、不登校児童生徒、不登校傾向の児童生徒、特別な支援が必要な児童生徒を支援対象として、学習支援等による不登校の未然防止及び不登校等児童生徒の社会的自立に向けた支援の強化、充実が行われている（広島県教育委員会、2022a）。各不登校 SSR 指定校には担当教員の 1 名加配措置と、環境整備に向けた 40 万円の予算措置（初年度のみ）がなされている（広島県教育委員会、2022b）。

(2) 支援目標

支援目標について 2 つの資料から検討を行う。第一に、2021（令和 3）年度から 2025

（令和 7）年度までの 5 年間の教育施策を示した「『広島県 教育に関する大綱』に基づく教育委員会主要施策実施方針」（広島県教育委員会、2021；以下、教育大綱に基づく方針）を基に検討する。不登校 SSR の取り組みは、次のように位置づけられている。まず、大柱【3】「一人一人の多様な個性・能力を更に生かし、他者と協働しながら新たな価値を創造していくことができる力の育成」のうち「1『個別最適な学び』の推進」では、「各学校が児童生徒に多様な学びの場を提供していけるよう、SSR 推進校における取組のノウハウや成果等を県全体に発信する」(p. 8)と定められている。つぎに、大柱【4】「教育上特別な配慮を必要とする児童生徒等への支援」のうち「1『学びのセーフティネット』の充実」、また、大柱【6】「安全・安心な教育環境の構築」のうち「1 学校における安全・安心の確保」では、「SSR の整備やフリースクールとの連携などを含めた多様な学びの場の提供を通じて、学校・社会とのつながりが途切れないための居場所づくりを進める」(p. 11, p. 15) と定められている。

第二に、広島県教育委員会（2022b）の報告資料を基に検討していく。まず、不登校 SSR については「学校とのつながりが途切れないための居場所づくり」(p. 3) の取り組みとして紹介されており、「不登校等児童生徒が継続的に利用できる居場所を整備することにより、学校をはじめとする社会とのつながりを持つことができ、社会的自立に向けた支援を充実させていくことができる。」(p. 3) と記されている。また、不登校 SSR の特徴として、①通常の教室への復帰を前提とはしていないこと、②居場所であるとともに成長できる場所であること、③「生きる力」を育むことを目指すことが挙げられている。なお、③については「相談する力」と「自分の強みを知り、生かす力・苦手な場面で SOS を出せる力」が下位項目として示されている。

以上 2 点の資料から、不登校 SSR の支援目標は児童生徒と学校とのつながりの維持および社会的自立であり、学級復帰は前提としていないと言える。

(3) 支援成果を捉える指標・視点

教育大綱に基づく方針において、上述の 3 つの施策の重要業績評価指標として「不登校児童生徒への支援の結果、好ましい変化が見られた児童生徒の割合（公立小・中学校）」が定められ、2025（令和 7）年度に 53.3% とすることが目標とされている（2020（令和 2）年度は 51.5%）。なお、好ましい変化が見られた児童生徒は「支援の結果、登校できるようになつた児童生徒のほか、継続した登校には至らないものの、例えば『外に出て友達と交わることができるようになった』などといった、児童生徒の状況変化が見られるようになったものを含む。」（p. 9）と定義されている。

広島県教育委員会（2022b）の報告資料においては、不登校 SSR を利用した児童生徒、保護者、担当教員の声と指定校における不登校児童生徒数が掲載されている。前者について、児童生徒の声としては「少人数で安心できる場であると学校に来ることができる。」、「SSR があったので、（教室でしんどくなつた時も）家に帰らずに SSR に行くという選択肢が増えたことで良かった。」、「SSR では、周りの人に助けてくれる友達ができる笑顔になれる。友達が困ったときに助けてくれる。」といった内容が紹介されている。また、保護者の声として「登校しやすい雰囲気で（子供が）行きやすかった。」、「切り替えができる場所があつて良かった。安心して通うことができた。」、「進路が決まって良かった。不登校になって難しいと思った。」といった内容が、さらに、担当教員の声として「教職員もすべての児童が使うことができる部屋として SSR をとらえている。週 1 回の支援会議（全教職員で不登校等児童生徒に係る会議）

の成果であると考えている。」という内容が紹介されている。特に児童生徒や保護者の声について顕著であるが、登校できるか否か、学校に滞在できるか否かに関するものがいくつも紹介されている。すなわち、不登校 SSR が校内に設置されることにより、学校や社会とのつながりが維持されるという点を成果として捉える視点があると言えよう。

また、広島県教育委員会（2022b）の報告資料で紹介されているもう 1 つの視点、不登校児童生徒数については、「広島県全体の不登校児童生徒数が増加する中で、指定校 11 校中 9 校で、前年度以下という結果」であることが紹介されている。その他にも、朝日新聞による広島県教育長へのインタビューの中で、教育長による「『居場所』『いつもいる人』『その子に合うカリキュラム』を用意して合理的配慮をするようになれば、不登校は必ず減ります。」との発言が取り上げられている（上野、2021a）。また、不登校 SSR 指定校である誠之中学校の担当教員による、部屋ができたことで不登校の人数は減ったという語りも紹介されている（上野、2021b）。したがつて、不登校 SSR の成果については、不登校児童生徒数の減少という視点からも捉えられていると言えよう。

2-5. 福島県における実践

(1) 設置状況

福島県でのスペシャルサポートルーム（以下、SSR）の取り組みは、「第 6 次福島県総合教育計画」（2013（平成 25）年度から 2020（令和 2）年度）の後半 4 年間の取り組みの加速に向けて打ち出された「頑張る学校応援プラン」において新規事業として開始されている（福島県教育委員会、2021）。具体的には、主要政策の 1 つ「学びのセーフティネットの構築」のうち「【取組 1】子どもたちの心のケアの充実」に位置づけられている。その後、「第 7 次教育計画」（2022（令和 4）

年度から 2030（令和 12）年度においても、「**施策 3 学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壤をつくる**」の取り組みの 1 つとして組み込まれている（福島県・福島市教育委員会, 2021）。

SSR は、希望する学校に不登校に特化した教員を加配し、加配教員が専任教員となり児童生徒支援にあたる取り組みであり、2019（令和元）年度 4 月より県内 6 地域に 7 校設置されている（福島県教育委員会, 2021）。2021（令和 3）年度には設置校が増え、県内 20 校となっている（三島・上野, 2021）。

（2）支援目標

「**第 6 次福島県総合教育計画**」（福島県教育委員会, 2021）において **SSR** は、既述の通り「**【取組 1】子どもたちの心のケアの充実**」に位置づけられ、不登校児童生徒が安心して学べる環境づくりのために行われるものであると記されている。

「**第 7 次教育計画**」（福島県・福島市教育委員会, 2021）においては既述の通り「**施策 3 学びのセーフティネットと個性を伸ばす教育によって多様性を力に変える土壤をつくる**」の取り組みの 1 つとして組み込まれている。なお、施策 3 の主な取り組みは「地域で共に学び、共に生きる共生社会の形成に向けた特別支援教育の充実」、「不登校児童生徒、帰国児童生徒、外国人児童生徒等への個別支援の充実」、「家庭教育支援、家庭の経済的支援の充実」と記されている。**SSR** は、3 つの主な取り組みのうち「不登校児童生徒、帰国児童生徒、外国人児童生徒等への個別支援の充実」に位置づけられ、「不登校及びその傾向のある児童生徒へのスペシャルサポートルームの活用（中略）を進め、市町村や民間団体等と連携しながら学びの機会を確保するための取組を県内に普及させます。」（p. 23）と説明されている。

また、朝日新聞の記事（三島・上野, 2021）では、福島市立北信中の教務主任の「目標は

社会的な自立て、教室へ戻ることではない。安心して過ごせる居場所である点を大事にしている」との発言が取り上げられている。すなわち、福島県における **SSR** の取り組みの目標は、ケアの対象である不登校児童生徒が安心して学べる機会を学校内につくり、学級復帰は目指さずその場で社会的自立に向けた支援をすることであることがうかがえる。

（3）支援成果を捉える指標・視点

「**第 7 次教育計画**」（福島県・福島市教育委員会, 2021）では教育の動向を点検・評価するために指標が設定されている。施策 3 の指標としては「朝食を食べる児童生徒の割合」、「不登校の児童生徒数（1,000 人当たり）」、「個別の教育支援計画の引継ぎ率」が設定されている。このうち、不登校に関連するものは「不登校の児童生徒数（1,000 人当たり）」であり、目標値は設定しないが数値を毎年把握し分析することとされている。なお、不登校の児童生徒数は「年度間に連續又は断続して 30 日以上欠席した児童生徒数。なお、別室登校、オンライン、フリースクール等により出席扱いとなった者は含まない。」（p. 30）と定義されている。定義内に **SSR** という文言が明記されていないが、「別室登校」に **SSR** が含まれると考えられ、また、**SSR** が学級復帰を目標としていないことを考慮すると、この指標は **SSR** の取組の成果を捉える指標として設定されているとは考えにくい。つまり、この指標は施策 3 の「不登校児童生徒、帰国児童生徒、外国人児童生徒等への個別支援の充実」における他の取組、例えば、いじめ対策、多様な子どもたちがいる現状を教育関係者が認識し個性を尊重すること、子どもたちの異変の早期発見といった取組の成果を評価するものと考えられる。したがって、現時点では **SSR** の成果指標は明確に設定されていないものと推察される。

他方、朝日新聞の記事（三島・上野, 2021）では、北信中の **SSR** 「ふれあい学習室」につ

いて触れるなかで、不登校生徒の一部が登校するようになり、毎年いた不登校生徒が 2021（令和 3）年度には 15 人ほどになったと記されている。すなわち、不登校児童生徒数の増減という文脈の中で SSR の取り組みを捉えるまなざしが社会から向けられていると指摘できよう。

2-6. 愛知県岡崎市における実践

（1）設置状況

岡崎市では、2020（令和 2）年度に校内フリースクールが中学校 3 校に設置されている（岡崎市、2020）。その後、2021（令和 3）年度に策定された「岡崎市学校教育等推進計画」において、「基本目標 2 子どもの多様性や特性を認め、可能性を伸ばす教育を推進する」に係る基本施策「いじめ・長期欠席対策の充実」のなかで、重点事項の 1 つとして校内フリースクールの拡充が掲げられている（岡崎市教育委員会、2021）。具体的には、①2020（令和 2）年度から設置しているパイロット校における成果と課題を踏まえて全中学校への整備を推進すること、②個の支援・指導内容をまとめた「個別支援計画」等を活用し、計画的で組織的な支援を行うこと、③個の学習状況に応じた指導や配慮の拡充を図るため、ICT などの機器や機能を積極的に導入することが取組概要として示されている。

2021（令和 3）年度に 5 校増設、2022（令和 4）年度に 6 校増設され、市全体で計 14 校に校内フリースクールが設置されている（田中、2022）。さらに、2023（令和 5）年度には市内全 20 校への設置が完了すると報じられている（柏樹、2022）。

（2）支援目標

校内フリースクール設置には、2019（令和元）年度まで市内全 20 校に設置されていた不登校傾向の生徒を通常学級に復帰させることを目指す校内適応指導教室を、発展解消し設置が開始されたという経緯がある（宮崎、

2020）。具体的には、岡崎市（2020, p. 8）は校内フリースクールについて「不登校生徒等が、社会で生きる力を身に付け、義務教育を終える過程・環境を公立学校内に設置する。」、「通常学級、特別支援学級と同等の扱いとしながら、適応指導というネガティブなイメージとならないよう『フリースクール』と呼ぶ。校内フリースクールに通う生徒にとっては自分の学級として扱う。」、「これまでの校内外の適応指導教室は、学校復帰・学級復帰を最終目的としていたことから、個に応じた指導・支援に限界や無理があった部分もある。そこで、最終的な目的を社会的自立と定め、新しい不登校支援の取り組みとして位置づける。」という 3 点から説明する。

また、岡崎市教育長が取材を受けている朝日新聞の記事（柏樹、2022）において、通称「F 組」と呼ばれる校内フリースクールについて「F 組の特徴は三つある。指導力のある『エース級』の教員を担任にしていること。校舎の中心部分など生徒の出入りしやすい場所に教室を設置していること。通常学級への復帰を必ずしも目指さないこと。隠れるような存在ではなく、多様な学び方の一つの形という考えに基づいている。」と説明されている。さらに、岡崎市教育委員会教育センター所長が取材を受けている東洋経済オンラインの記事では、校内フリースクールの理念の 1 つとして「教室復帰ではなく社会的自立を目指す」ことが紹介されている（田中、2022）。

すなわち、岡崎市における校内適応指導教室の支援目標は学級復帰であり、校内フリースクールの目標は学級復帰ではなく社会的自立であると言えよう。校内適応指導教室から校内フリースクールへの転換において、学級復帰の位置づけが低くなつたと指摘できる。

（3）支援成果を捉える指標・視点

「岡崎市学校教育等推進計画」（岡崎市教育委員会、2021）において、基本施策「いじめ・長期欠席対策の充実」の測定指標・数値

目標の1つとして「校内フリースクール設置校数」が設定されており、現在値3校であるところを2025（令和7）年度までに15校にすることが掲げられている。その他には、校内適応指導教室および校内フリースクールの支援の成果について明示する記述は行政資料の中には見られない。

他方、中日新聞の記事において、校内フリースクールを設置する中学校の校長が学校目標に「本気でめざす不登校ゼロ」を掲げたこと（宮崎, 2020），岡崎市教育長が取材を受けている朝日新聞の記事においても「長期欠席の生徒数の増加が抑えられる傾向も出始めている」と紹介されている（柏樹, 2022）。また、東洋経済オンラインの記事においても、校内フリースクール設置校では非設置校に比べて長期欠席者の増加率が抑制されていること、2021（令和3）年度新設校5校のうち2校は2019（令和元）年度に比べて長期欠席者が減少傾向にあることが成果として紹介されている（田中, 2022）。

すなわち、市において設置数以外の評価指標は示されていないものの、実践校においては不登校生徒数で成果を評価しようとする見方があり、また、社会の側からも不登校児童生徒数の増減という文脈の中で校内フリースクールの取り組みを捉えるまなざしが向かっていると指摘できよう。

2-7. 名古屋における実践

（1）設置状況

名古屋市では2022（令和4）年に策定された「不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策」（名古屋市, 2022）において、①魅力ある学校づくり、②教職員の意識改革、③なごや子ども応援委員会・学校と専門機関等との連携、④校内の教室以外の居場所づくり、⑤訪問相談、対面指導、アウトリーチ支援、⑥子ども適応相談センターの拡充、⑦民間団体（施設）との連携、⑧ICTを活用した学習

支援、⑨その他の9つの方策が掲げられている。2022（令和4）年度から中学校30校に校内フリースクールを開設する方針であることが報じられており（高井, 2022），上記④が校内フリースクールを指すものと考えられる。

（2）支援目標と成果を捉える指標・視点

「不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策」（名古屋市, 2022）では④校内の居場所づくりについて、具体的には「登校はできるが学級の教室へは入れない児童生徒や、一時的に教室から離れて過ごしたい児童生徒が安心して学習することができる校内の居場所づくりを進めます。余裕教室等を利用し、児童生徒一人一人の状況に応じた計画を基に適切な学習指導・適応指導を行います。運営ガイドライン等を作成し、教員の研修を進めるとともに、居場所の役割や活動内容等を教職員となごや子ども応援委員会が共通理解し、学校が組織的に運営します。」（p. 18）と掲げられている。すなわち、不登校等児童生徒への居場所の提供が主な目標であると言えよう。学級復帰という言葉は見られず、その位置づけは低いものと推察される。なお、支援の成果を捉える指標や視点について現時点では明確に提示されていない。

2-8. 様々な実践における共通点・相違点

（1）支援目標における相違点

「適応指導」という名称を使う自治体とそうでない自治体において、支援目標における学級復帰の位置づけが異なることが指摘できる。具体的には「適応指導」という名称を使う自治体では、確保法施行後に社会的自立が目標として掲げられるようになっているものの、学級復帰も目標の1つであるという位置づけがなされている。他方、スペシャルサポートルームおよび校内フリースクールなど、「適応指導」という名称を使わない自治体においては、あくまでも目標は社会的自立であると位置づけられている。学級復帰について

は「目指さない」との明言もみられる等、「適応指導」という名称を使う自治体に比べて位置づけが低い傾向にある。特に、岡崎市における校内適応指導教室を校内フリースクールに置き換える動きの背景について「適応指導というネガティブなイメージとならないよう『フリースクール』と呼ぶ。」(岡崎市, 2020, p. 8)と説明されることが象徴的である。

(2) 支援成果を捉える指標・視点の共通点

「適応指導」という名称を使う自治体とそうでない自治体いずれにおいても、児童生徒と学校とのつながりの維持という点で実践の成果が捉えられていることがうかがえる。具体的には、学校や関係機関による支援を提供できた人数(千葉県、浜松市)、1日も出席できない者の数の減少(浜松市)、不登校等児童生徒にとっての居場所として機能しているか(福岡市)、教室設置を通して学校・社会とのつながりが維持されること(広島県)が成果を捉える指標・視点として設定されている。加えて、成果を捉える指標・視点は明示されていないが、福島県においてSSRが不登校児童生徒にとって安心して過ごせる居場所となることが重視されていることも関連すると言えよう。ただし、成果を捉える指標を明確にしていない自治体もあることに留意する必要がある。成果を捉える指標や視点について判断が保留されている可能性、換言すれば、模索が続いている可能性が考えられ、上述の特徴が校内教育支援センターの特徴であると現時点で断定することはできない。

もう1点、不登校児童生徒数の増減という文脈の中で校内教育支援センターの取り組みを捉えるまなざしがあることが指摘できる。そのまなざしは、自治体や教育委員会、学校、教員といった内部から向けられる場合(福岡市、広島県、岡崎市)もあれば、社会の側から向けられる場合(浜松市、広島県、福島県、岡崎市)もあることがうかがえる。

3. 総合考察

考察に先立って、そもそも不登校の問題の本質がどこにあるかを確認しておきたい。憲法第26条1項および児童の権利条約第28条において子どもの教育を受ける権利が定められており、憲法第26条2項および教育基本法第5条1項には保護する子女に普通教育を受けさせる義務が定められている。さらに、確保法は教育基本法や児童の権利条約の趣旨にのっとって制定されている。この点を鑑みると、不登校は子どもの教育を受ける権利および保護者の普通教育を受けさせる義務の履行に関する問題であると言えよう。

そこで本項では、様々な名称で取り組まれる校内教育支援センターの共通点と共通点として抽出された事項について、子どもの教育を受ける権利という視点から考察を行う。

3-1. 支援目標

支援目標については「適応指導」という名称を使う自治体とそうでない自治体における共通点と相違点が見出された。まず、社会的自立を第一の支援目標に掲げる点においては共通していた。他方、支援目標における学級復帰の位置づけは異なり、「適応指導」という名称を使わない自治体では学級復帰の位置づけが低いことがうかがえた。

「適応指導」という名称を使う自治体においても近年、社会的自立が第一の目標として掲げられるようになっている。この背景には、確保法の制定や、確保法に基づき定められた「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(文部科学省, 2017; 以下、基本指針)において「支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある」(p. 2)と示されたことが関係していると考えられる。

では、社会的自立とはどのような概念なの

だろうか。「不登校児童生徒への支援に関する最終報告」（不登校に関する調査研究協力者会議, 2016; 以下, 協力者会議 2016 年報告）では「支援の視点」として「不登校児童生徒への支援の目標は、児童生徒が将来的に精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるよう、その社会的自立に向けて支援することである。」(p. 9)と説明される。なお、協力者会議 2022 年報告でも同様に説明されている。また、改訂版の生徒指導提要（文部科学省, 2022b）においても「支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような、社会的自立を果たすこと」とされる。すなわち社会的自立とは、将来の時点で精神的自立と経済的自立が果たされた状態であると考えられる。

倉石（2018）は確保法が可決・成立する過程において「多様な」という文言が失われたことについて、教育の価値を学校で習得するスキルや知識に置く教育における「実質主義」に対する、仕事を得るための最低限の要件である学歴（修了証明）の獲得に教育の価値を置く「形式主義」の優越を指摘する。社会的自立という言葉は一見すると実質主義的な用語にも見える。しかし、義務教育段階終了時点での状態像を指示示す言葉ではないことから、義務教育段階で児童生徒にどのような知識やスキルの習得を保障するのかという点について明確にされているとは言い難い。何をもって社会的自立のための支援ができているとするかについての社会的なコンセンサスが形成されないまま使用される状況においては、実質を担保する言葉となることは難しいだろう。極端に言えば、子どもの教育を受ける権利が保障されない支援であったとしても、「社会的自立」という言葉を盾にその支援を正当化できるということになってしまう。今後、社会的自立に向けて義務教育段階で子どもたちに保障されるべき教育内容とは何か、その実質を議論していくことが求められよう。

3-2. 支援成果を捉える指標や視点

支援の成果については、その指標や視点について模索が続けられている可能性があるため断定することはできないものの、本研究で分析対象とした資料からは、「適応指導」という名称を使うか否かにかかわらず児童生徒と学校とのつながりの維持という視点があることがうかがえた。加えて、不登校児童生徒数の増減という文脈の中で校内教育支援センターの取り組みを捉えるまなざしが内部から、社会の側から向けられていることが明らかになった。これらに共通するのは、児童生徒が「登校」することを成果と捉える点であろう。

果たしてこの視点は、校内教育支援センターの成果を捉える指標や視点として妥当なものと言えるのだろうか。「登校」は実に様々な状態像を含む曖昧な言葉である。例えば、1日の学級での活動全てに参加する状態も、1時間あるいは数十分間学校内の教室以外の場所に滞在する状態も含まれる。すなわち「登校」することを成果と捉えるということは、教育を受ける権利が保障されている状態もそうでない状態も含む指標・視点で校内教育支援センターを評価していることとなる。目標と掲げられる社会的自立という用語が曖昧であるために、評価の指標や視点が定められなかったり、「登校」という形式的な指標が持ち込まれたりするとも考えられるだろう。

社会的自立についての議論と並行し、不登校児童生徒数や出席日数ではない視点で成果を捉える方法を検討・確立していく必要性がある。例えば、奥田（2006）は不登校支援において、出席や早退、遅刻の回数という測度を採用せず、学校において参加すべきイベント（学級での授業や登下校）を1コマずつ区切ったものを測度として採用し、学校参加率（学校参加率=達成数／規定コマ数×100）という指標をもって支援成果を評価する方法を導入している。これは、学級での授業は子どもの教育を受ける権利を保障できる内容とな

るよう設計されていることを前提とし、 こうした活動にどの程度参加できているかという状況から被支援児童生徒をめぐる問題状況の改善状況を捉えたものであると考えられる。こうした先行研究を参考にすれば、 所属学級での活動への参加率と、 校内教育支援センターにおいて個別に策定されているであろう支援計画の教育・学習面の達成状況という点を併せて支援成果を評価するという方法が 1 つの案として考えられる。

また「登校」すること、 とりわけ不登校等児童生徒数で成果を捉えることは、 子どもの教育を受ける権利の視点が欠如しているだけでなく、 別の問題を生む危険性を孕む。それは、 不登校の背景にある学校の問題を不可視化する装置として校内教育支援センターが機能してしまうという問題である。

不登校児童生徒の側に問題があるという決めつけを払拭するというねらいのもと、 協力者会議 2016 年報告では不登校を問題行動として判断してはいけないことが指摘され、 基本指針においても「取り巻く環境によっては、 どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮」（p. 2）する必要性が示されている。基本指針で「取り巻く環境によって」と指摘されることを鑑みれば、 児童生徒を取り巻く環境である学校に問題が潜む場合があること、 そうした問題に目を向け対応する必要性が指摘されていると解釈できる。例えば志水（2022）は、 家庭の所有する様々な富と親の子どもの教育や人生に寄せる願望が子どもの将来や人生に影響を及ぼすペアレントクラシー化した日本社会において、 経済的資本、 文化資本、 社会関係資本といった様々な富に恵まれる家庭の子どもは学校教育に適応できメリットを大きく受け、 富に恵まれない家庭の子どもは学校で失敗しがちとなりメリットを享受できていない現実があると指摘する。その他にも、 遠藤（2016）はト

ランスジェンダーの児童生徒の不登校経験割合の高さを紹介しつつ、 トランスジェンダーをはじめとしたセクシュアルマイノリティの児童生徒が学校で困難を抱える背景として、 性自認に一致しない制服を着ることや髪型を求められること、 男女別に分けられた施設を利用する際に抱く抵抗や気まずさ、 教師や児童生徒による同性愛や非典型的な性のあり方に対する差別的言動等があることを指摘する。すなわち、 不登校は、 マジョリティを想定して設計された環境や活動と多様な子どもたちとの相互作用の中で生まれる現象であると言える。換言すれば、 多様な子どもを包摂することができない現在の学校教育の限界や問題を映し出す現象であると言えよう。

児童生徒と学校とのつながりの維持が校内教育支援センターの成果として捉えられていることから、 校内教育支援センターは多様な児童生徒を学校で包摂できるようにするための取り組みであると考えられる。しかし、 成果を不登校児童生徒数で捉える場合、 こうした役割を持つ校内教育支援センターが、 従来の学校教育のあり様を問い合わせ必要性を不可視化してしまう装置になる危険性を持つ。それは、 学校内に設置される校内教育支援センターを利用すれば出席扱いとなるため、 教育を受ける権利が保障される状態となっていない場合でも、 数値上は不登校児童生徒が減少することがありますからである。

この危険を回避するためには、 不登校児童生徒数や出席日数ではない指標での評価を行うだけでなく、 学校に焦点をあてた指標の設定も求められよう。この点については、 不登校が従来の学校教育の限界や問題を映し出す現象であると考えられることを踏まえ、 障害の社会モデルを援用して検討していく。星加（2022）は社会モデルについて、 ①障害はどのようにして生じているか（社会的障壁により生じる）、 ②その障害を解消するために何ができるか（社会的障壁を取り除く）、 ③解

消の責任を負う主体はだれか（社会の責務である）という3つ観点すべてにおいて社会的であることが重要であること、①の認識論が軽視されてしまうと医学モデルが温存されるため、根本的な変化が生じないことを指摘する。例えば、従来の学校・学級での教育活動や環境をインクルーシブなものにしようすることなく、不登校等児童生徒のための学校内での居場所づくりとして校内教育支援センター設置がなされた場合、①と②において社会的でないと言えよう。その場合、不登校は児童生徒の側の問題であるという医学モデル的な不登校理解が温存され、根本的な変化は生じない。従来の学校・学級での教育活動や環境をインクルーシブなものにするためにどのような取り組みがなされているのかということと併せて校内教育支援センターの取り組みが実践され、評価されることが求められよう。

3-3. 今後の課題

本研究において、支援成果を捉える指標や視点を明確に示していない自治体が存在することが確認され、各自治体において模索が続けられている可能性が推察された。先述の通り、成果の捉え方は校内教育支援センターの機能を左右する重要な点であると言える。

したがって、今後、校内教育支援センターを設置する自治体への調査を行い、成果をどのように捉えようとしているのか、また関連して、社会的自立という支援目標をどのように具体化して実践に組み込んでいるのかを明らかにしていく必要がある。具体的には、「児童生徒の好ましい変化」を成果指標として採用する自治体を対象に、どういった様子を好ましい変化と解釈しているのかについて調査を行うという方法が考えられる。加えて、校内教育支援センターを設置する自治体において、従来の学校・学級での教育活動や環境のあり様を変革していく動きがあるのか否か、ある場合にはその具体的な内容を併せて検討し

ていく必要があるだろう。

注

- 1) 本研究では、校内に設置される不登校等児童生徒への支援教室の総称として「校内教育支援センター」を用いる。引用部分については原典を尊重し、原典における表記を用いる。

引用文献

- 千葉県教育委員会 (2020a). 千葉県版不登校児童生徒の支援資料集(第2版)
<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/seitoshidou/ijimemondai/futoukou-taisaku.html> (2022年12月2日)
- 千葉県教育委員会 (2020b). 第3期千葉県教育振興基本計画「次世代へ光り輝く『教育立県ちば』プラン」 https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/seisaku/keikaku/plan3/documents/kykeikaku3_0_all.pdf (2022年12月2日)
- 遠藤まめた (2016). 先生と親のための LG BT ガイドーもしあなたがカミングアウトされたなら— 合同出版
- 江角周子 (2022). 不登校支援をめぐって 「校内適応指導教室」が果たす機能—文献・行政資料による検討— 日本学校心理士会年報 14, 66-67.
- 浜松市 (2020). 第3次浜松市教育総合計画 後期計画 はままつ人づくり未来プラン <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/15099/6.pdf> (2022年12月2日)
- 浜松市 (2022). 令和4年度当初予算の概要 主要事業〈拡充〉校内適応指導教室の増設 <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/zaisek/budget/budget04/detail/index.html> (2022年12月2日)
- 浜松市教育委員会 (2018). 浜松市教育委員会会議次第(平成30年5月26日) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/77243/180526kaigishiryou.pdf>

- (2022年12月2日)
- 浜松市教育委員会 (2019). 浜松市教育委員会会議次第(平成31年4月25日) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/85007/190529kaigisiryou4gatu.pdf> (2022年12月2日)
- 浜松市教育委員会 (2020). 浜松市教育委員会会議次第(令和元年5月25日) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/95919/200525siryou.pdf> (2022年12月2日)
- 浜松市教育委員会 (2021). 浜松市教育委員会会議次第(令和3年5月24日) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/116938/210524siryou.pdf> (2022年12月2日)
- 浜松市教育委員会 (2022). 浜松市教育委員会会議次第(令和4年5月25日) <https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/141140/220525siryou.pdf> (2022年12月2日)
- 広島県教育委員会 (2021). 「広島県 教育に関する大綱」に基づく教育委員会主要施策実施方針 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/458198.pdf> (2022年12月9日)
- 広島県教育委員会 (2022a). スペシャルサポートルーム(SSR)での個に応じた支援 <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/kyouiku17/ssr04.html> (2022年12月9日)
- 広島県教育委員会 (2022b). 不登校児童生徒への支援の充実に向けて 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議(第7回) 資料 https://www.mext.go.jp/content/20220218-mxt_kyoiku02000020343_005.pdf (2022年12月9日)
- 福岡市不登校ひきこもり対策支援会議 (2009). 福岡市の不登校対策について 報告書 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/77693/1/hokoku.pdf?20200916090723> (2022年12月9日)
- 福岡市教育委員会 (2011). 教育委員会会議(平成23年6月29日) <http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/25547/1/230629-04.pdf> (2022年12月9日)
- 福岡市教育委員会 (2015). 教育委員会会議(平成27年9月28日) <http://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/46806/1/270928-001.pdf> (2022年12月9日)
- 福岡市教育委員会 (2020). 第2次福岡市教育振興基本計画 <https://www.city.fukuoka.lg.jp/kyoiku-iinkai/k-seisaku/child/neoplan-keii.html> (2022年12月9日)
- 福岡市登校支援対策会議 (2020). 福岡市の魅力ある学校づくりに向けて(報告書) <https://www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/77693/1/houkokusyo0915.pdf?20200916090723> (2022年12月9日)
- 福島県・福島市教育委員会 (2021). 第7次福島県総合教育計画 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/526654.pdf> (2022年12月9日)
- 福島県教育委員会 (2021). 頑張る学校応援プラン～ふくしまの挑戦と戦略～ https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/file/534690_1468896_misc.pdf (2022年12月9日)
- 不登校に関する調査研究協力者会議 (2016). 不登校児童生徒への支援に関する最終報告—一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進— https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afielddfile/2016/08/01/1374856_2.pdf (2022年12月9日)
- 不登校に関する調査研究協力者会議 (2022). 不登校に関する調査協力者会議最終報告書—今後の不登校児童生徒への学習機会と支援の在り方について— https://www.mext.go.jp/content/20220610-mxt_jidou02-0

- 00023324-03.pdf (2022年12月9日)
- 星加良司 (2022). 「社会」の語り口を再考する 飯野由里子・星加良司・西倉実季 (著) 「社会」を扱う新たなモード—「障害の社会モデル」の使い方— (pp. 15-27) 生活書院。
- 柏樹利弘 (2022). いま子どもたちは No.1 791 『F組』1 ありのまま「F組」なら 朝日新聞 5月15日朝刊, 27.
- 倉石一郎 (2018). 「教育機会確保」から「多様な」が消えたことの意味—形式主義と教育消費者の勝利という視覚からの解釈— 教育学研究, 85, 150-161.
- 文部科学省 (2003). 不登校への対応の在り方について (通知) 5月16日
- 文部科学省 (2017). 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針 3月31日
- 文部科学省 (2022a). 「不登校に関する調査研究協力者会議報告書～今後の不登校児童 生徒への学習機会と支援の在り方について～」について (通知) 6月10日
- 文部科学省 (2022b). 生徒指導提要 https://www.mext.go.jp/content/20221206-mxt_jidou02-000024699-001.pdf (2022年12月27日)
- 三島あずさ・上野創 (2021). 教室以外の居場所 学校工夫 朝日新聞 10月14日朝刊, 3.
- 宮崎厚志 (2020). 岡崎市の中学に「校内フリースクール」 エース級教員を配置しコーディネーターに 中日新聞 12月3日朝刊, 19.
- 名古屋市 (2022). 不登校未然防止及び不登校児童生徒支援の方策 <https://www.city.nagoya.jp/kyoiku/page/0000151320.html> (2022年12月9日)
- 岡崎市 (2020). 令和元年度第2回総合教育会議次第 https://www.city.okazaki.lg.jp/oshirase/p018518_d/fil/020130kaigishiryo.pdf (2022年12月9日)
- 岡崎市教育委員会 (2021). 岡崎市学校教育推進計画 2021～2025 https://www.city.okazaki.lg.jp/1550/1575/1659/p028964_d/fil/file01.pdf (2022年12月9日)
- 奥田健次 (2006). 不登校を示した高機能広汎性発達障害児への登校支援のための行動コンサルテーションの効果—トーケン・エコノミー法と強化基準変更法を使った登校支援プログラム— 行動分析学研究, 20, 2-12.
- 志水宏吉 (2022). ペアレントクラシーー「親格差時代」の衝撃— 朝日新書
- 静岡新聞 (2020). 小中の不登校最多1456人 浜松市教委, 19年度 5月26日朝刊, 4.
- 田中弘美 (2022). 全中学校の設置目指し, 岡崎市が校内フリースクール「F組」を増やす訳—長期欠席者の増加率抑制, 現象の学校も— 東洋経済オンライン 5月1日 <https://toyoukeizai.net/articles/-/583912> (2022年12月9日)
- 高井瞳 (2022). 名古屋市, 校内フリースクール開設へ 中学30校に, 2022年度から毎日新聞 1月5日朝刊, 22.
- 上野創 (2021a). 不登校はボイコット, 昭和の発想じゃダメ 教育長の信念 朝日新聞デジタル 9月1日 <https://digital.asahi.com/articles/ASP803G6GP8YUTIL00D.html> (2022年12月9日)
- 上野創 (2021b). 教室が苦手なら来てみない?学校内のフリースクール好評 朝日新聞デジタル 9月1日 <https://www.asahi.com/articles/ASP803G05P8YUTIL00H.html> (2022年12月9日)

付 記

本研究は JSPS 科研費 JP21K13699 の助成を受けたものです。